

議 第 202 号

令和 2 年 9 月 4 日提出

熊本市公衆浴場基準条例の一部改正について

熊本市公衆浴場基準条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市公衆浴場基準条例の一部を改正する条例

熊本市公衆浴場基準条例(平成24年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(25) 従業者が感染症にかかったとき又はその疑いがあるときは、業務に従事させないこと。

第5条第4項第2号及び第3号中「従業員」を「従業者」に改め、同項第5号中「第24号」を「第25号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準を追加する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。